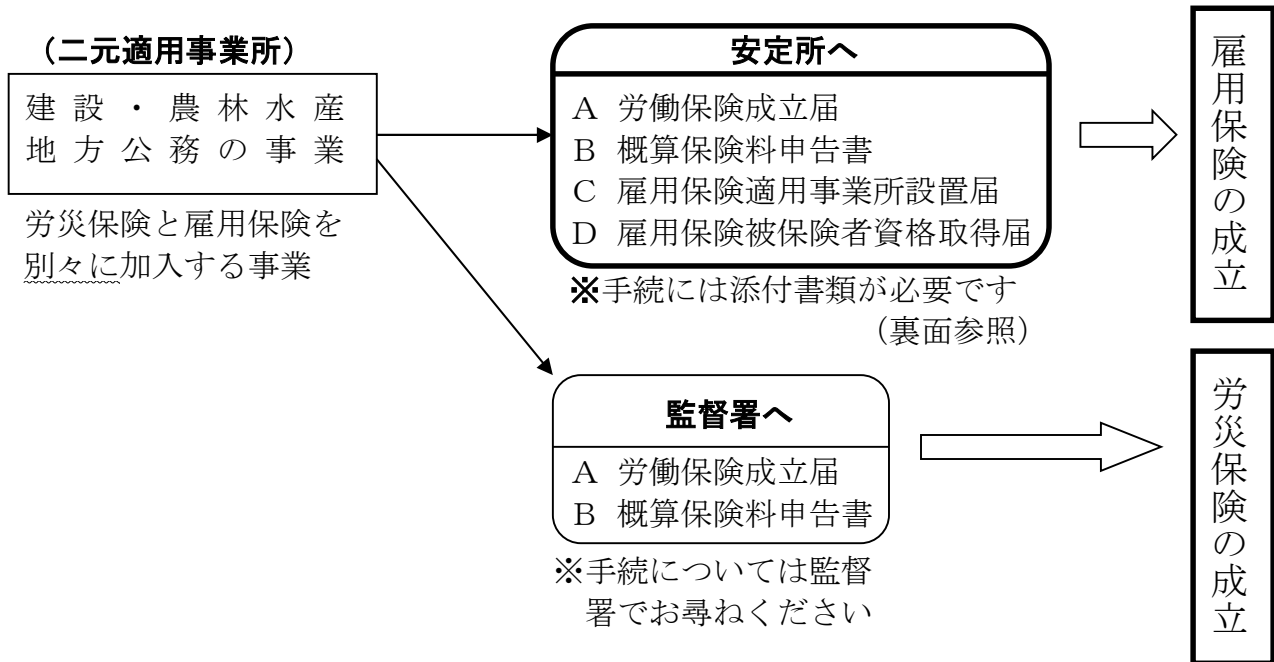
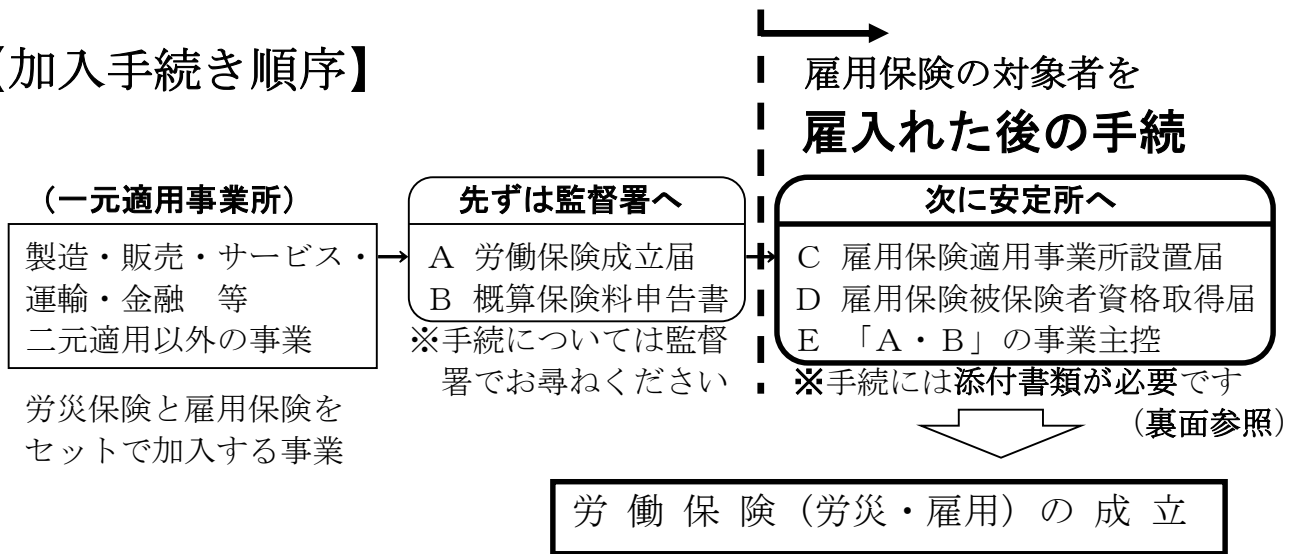


# 初めて雇用保険に加入される 事業主のみなさまへ

## 【加入手続き順序】



## 【開庁時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

※ 受付時間は、8：30～16：00 になります。

## 【提出期日】

適用事業に該当するに至った日の翌日から起算して10日以内。

※ 一定期間以上手続きが遅れた場合は、提出書類が異なります。  
また、「実地調査」を行った後に受理となる場合があります。

★裏面に添付資料について記載しています。

## 【添付書類の説明】

雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届・転勤届は、ハローワークインターネットサービスからダウンロードできます。

### C 雇用保険適用事業所設置届の添付書類

- 【法人の場合】
- \* 登記簿謄本「履歴事項全部証明」 ※3ヶ月以内のもの。コピー可
  - \* 地図（【雇用保険適用事業所設置届】の裏面に記載しない場合必要になります。）
  - ※ **事業所の所在地が登記上の所在地と異なる場合、別途所在地が確認できる書類が必要です。**
    - ・ 営業許可証、賃貸契約書、公共料金領収書 等
- 【個人の場合】
- \* 事業主の「住民票」（※3ヶ月以内のもの。）又は「運転免許証」
  - \* 事業所の所在地が確認できるもの（「賃貸契約書」「公共料金の請求書」等）
  - \* 地図（【雇用保険適用事業所設置届】の裏面に記載しない場合必要になります。）
  - \* 開業届、確定申告書、営業許可証等の公的機関による手続き書類  
上記の書類がない場合は、工事契約書、賃貸契約書、源泉徴収簿、他の社会保険の適用関係書類等のいずれか2つ

### D 雇用保険被保険者資格取得届・転勤届（従業員の登録）の添付書類

1. 労働者名簿・・・労働基準法第107条で義務付けられています。  
労働者を採用した日からのものをご用意ください。
2. 賃金台帳・・・労働基準法第108条で義務付けられています。  
※届出時点で賃金の支払いがない場合は不要です。
3. 出勤簿またはタイムカード・・・労働者を採用した日からのものをご用意ください。
4. 雇用保険被保険者証・・・職歴があり以前雇用保険に加入していた方が所持しています。  
※不明な場合は、履歴書を持参する等、前会社の名称が確認できるようにしてきてください。（本人の了解を得ること。）
5. 労働条件通知書等・・・労働基準法第15条で労働条件の明示が義務付けられています。  
パートタイム（勤務時間が短い方）労働者分をご用意ください。

※ 雇用保険被保険者資格取得届の提出の際はマイナンバーの記載が必要です。

★労災保険のお問い合わせは、事業所の住所を管轄する労働基準監督署へお願いします。

※ 佐々町は江迎監督署管轄になります。ご注意ください。

佐世保労働基準監督署 佐世保市木場田町2-1-9 佐世保合同庁舎3階 TEL 24-4161

江迎労働基準監督署 佐世保市江迎町長坂1-2-3-1-9 TEL 65-2141

★労働保険事務組合制度について

労働保険事務組合に事務処理を委託すると、次のような利点があります。

イ 事業主（取締役）及び家族従業員も労災保険に特別加入できます。

ロ 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。

ハ 労働保険・雇用保険の各種手続を代行するので、事務処理が軽減されます。

その他ご不明の点は、下記にお問い合わせください。

●ハローワーク佐世保（公共職業安定所） 雇用保険適用課

〒857-0851

佐世保市稲荷町2-30 TEL: 0956-88-2006